

## 事業概要およびこれまでの経緯（工業団地造成事業）

## 1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業
- (2) 事業者 株式会社 向茂組  
代表取締役 向 春美
- (3) 事業内容 工場立地法第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業
- (4) 事業規模 対象事業実施区域の面積 58.837ha (※1)
- (5) 事業実施想定区域 滋賀県蒲生郡日野町大字鳥居平字漆谷 1023 番 外

(※1) 事業面積が 75ha 未満かつ 20ha 以上のため、滋賀県環境影響評価条例の対象事業に該当。

## 2 手続きの経緯等

## (1) 配慮書段階

- ・配慮書の送付 平成 31 年 1 月 18 日
- ・配慮書の公告・縦覧 平成 31 年 2 月 8 日～3 月 7 日
- ・住民意見の受付 平成 31 年 2 月 8 日～3 月 22 日 (住民意見なし)
- ・第 1 回審査会 平成 31 年 3 月 20 日
- ・第 2 回審査会 令和元年 5 月 17 日 (現地視察を含む)
- ・審査会意見 令和元年 6 月 7 日
- ・知事意見 令和元年 6 月 25 日

## (2) 方法書段階

- ・方法書の送付 令和元年 7 月 25 日
- ・方法書の公告・縦覧 令和元年 8 月 9 日～9 月 9 日
- ・住民意見の受付 令和元年 8 月 9 日～9 月 24 日
- ・住民説明会 令和元年 8 月 22 日
- ・第 1 回審査会 令和元年 9 月 5 日
- ・住民意見、事業者見解の送付 令和元年 10 月 29 日
- ・第 2 回審査会 令和元年 11 月 25 日

## (3) 縦覧について

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 番 1 号)
- ・滋賀県東近江環境事務所 (東近江市八日市緑町 7 番 23 号)
- ・日野町住民課生活環境交通担当 (蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地)
- ・株式会社向茂組 (東近江市蛇溝町 231 番地)
- ・事業者のウェブサイト (<https://www.mukoshige.com/>)